

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【会社名】 日本スピンドル製造株式会社

【英訳名】 N I H O N S P I N D L E M F G . C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齊藤 十内

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市潮江四丁目2番30号

【縦覧に供する場所】 日本スピンドル製造株式会社東京支社
(東京都台東区北上野一丁目10番14号)

日本スピンドル製造株式会社中部支店
(名古屋市東区東桜一丁目10番24号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

日本スピンドル製造株式会社の代表取締役社長 齊藤 十内は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関しては、平成19年2月15日に企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に準拠して行っています。

なお、内部統制は、固有の限界を有し、その目的の達成にとって絶対的なものではなく合理的な範囲で達成しようとするものであるため財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価は平成22年3月31日現在において行っております。

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。また、実施した評価手続に基づき十分な裏付けをもって有効性を評価し、その記録を保存しております。

全社的な内部統制の整備及び運用状況、並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価し、その結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスを分析した上、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす内部統制を統制上の要点として識別しております。また、統制上の要点となる内部統制が虚偽記載の発生するリスクを十分に低減しているかどうかを評価しております。

当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としております。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点を除き、全ての事業拠点を評価範囲としております。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2 / 3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目（売上、売掛金、棚卸資産）に至る業務プロセスを評価の対象としています。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

当社代表取締役社長 齊藤 十内は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、平成22年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った結果、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

当社は、平成22年5月10日開催の取締役会において、住友重機械工業株式会社を完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換を行なうことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換契約の結果、効力発生日である平成22年10月1日をもって住友重機械工業株式会社は当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社は株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従って、平成22年9月28日に上場廃止となる予定です。